

恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働による環境保全対策として、不法投棄された廃棄物の清掃をボランティアで実施する団体等に対し、処理費用を助成することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱は、恵那市内の公共用地又はそれに準じた土地、およびその沿線で環境美化活動を実施する団体等に対し適用する。

(助成対象物等)

第3条 処理費用を助成する対象は、市で処分できない廃棄物で処理業者または取扱店等（以下「処理業者等」という。）に引き渡す際に処理手数料（リサイクル料等）が必要となる別表の通りとする。

2 市で処分ができる廃棄物は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年恵那市条例第86号）第10条第1項第3号の規定により処理手数料を免除することができる。

(助成金額)

第4条 助成する額は、処理業者等へ引渡しの際に掛かる処分費用の実費とし、予算の範囲内において助成する。この場合において、人件費及び燃料代は助成しない。

(申請方法)

第5条 処理費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境美化に伴うごみ処理費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真

(2) 位置図

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、処理費用を助成することが適当と認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 市長は、必要に応じ前項の決定に条件を付することができる。

(助成手続き)

第7条 申請者が処理を完了したときは、処理費の支払いを証明する書類を添えて、処理完了報告書兼請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、処理費助成の決定を取り消し、若しくは既に交付した処理費の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 処理費助成に関する申請、報告および施行について不正な行為があったとき。
- (3) その他処理費助成の運用を不適當と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

処理費助成の対象物

区分・適用法令	対 象 品 目
家電リサイクル法 （家電4品目）	エアコン（室外機、ウインドタイプ含む） テレビ（ブラウン管式） 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機（衣類乾燥機は除く）
資源の有効な利用の促進 に関する法律 （PCリサイクル）	デスクトップパソコン、ノートパソコン、 モニター
その他	タイヤ（旧恵那市地区）、ホイール、消火器、単車、バッ テリー、その他処分費を必要とするもので市長が適当と認 めるもの。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

恵那市長 様

団 体 名
代表者氏名
住 所
電話番号

印

環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付申請書

環境美化活動を実施する際、下記の廃棄物に掛かる処理費用の助成を願いたく申請します。

記

1. 環境美化活動実施（予定）日 平成 年 月 日（ ）
2. 廃棄物処理（予定）日 平成 年 月 日（ ）
3. 参加（予定）者数 人
4. 実施（予定）個所 地内
5. 添付書類 写真 位置図

明細

品目（製造業者）	数量	処理手数料	支払先
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
（ ）		円	
合 計		円	

上記の通り支出決定をしてよろしいか。							起 案 平成 年 月 日
起案者職氏名							決 裁 平成 年 月 日
市長	助役	部長	課長	課長補佐	係長	係員	発 送 平成 年 月 日

恵那市長 様

团体名

住所

電話番号

環境美化活動にて廃棄物の処理を完了したので、下記の通り結果を報告し、助成金を請求します。

品目	数量	処理手数料	支払先
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
請求額（合計）		円	

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫			支店
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				